

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業について

1 制度の概要

小樽市では、小児慢性特定疾病医療費支給認定を受け、在宅療養をしている児童等で日常生活を営むのに著しく支障のある方に対し、次に掲げる日常生活用具を給付する事業を実施しています。

ただし、他の制度により用具が給付される場合は、他制度による給付が優先されます。

2 用具の種目及び対象者

種 目 耐用年数	対 象 者	性 能 等	給付基準額
便器 8年	常時介助を要する方	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの	4,900円
特殊マット 5年	寝たきりの状態にある方	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	21,560円
特殊便器 8年	上肢機能に障害のある方	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	166,320円
特殊寝台 8年	寝たきりの状態にある方	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	169,400円
歩行支援用具 8年	下肢が不自由な方	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの	66,000円
入浴補助用具 8年	入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	99,000円
特殊尿器 5年	自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの	73,700円
体位変換器 5年	寝たきりの状態にある方	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	16,500円
車椅子 6年	下肢が不自由な方	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの	77,440円
頭部保護帽 3年	発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	13,380円

種 目 耐用年数	対 象 者	性 能 等	上 限 額
電気式たん吸 引器 5年	呼吸器機能に障害のある方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易 に使用し得るもの	62,040 円
クールベスト 1年	体温調節が著しく難しい方	疾病の症状に合わせて体温調節のできるも の	22,000 円
紫外線カット クリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠 けて、がんや神経障害を起こすこと がある方	紫外線をカットできるもの	41,580 円
ネブライザー (吸入器) 5年	呼吸器機能に障害のある方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易 に使用し得るもの	39,600 円
パルスオキ シメーター 5年	人工呼吸器の装着が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすること が可能で機能を有し、小児慢性特定疾病児 童等又は介助者が容易に使用し得るもの	173,250 円
ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設した方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易 に使用し得るもの	113,520 円
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造設した方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易 に使用し得るもの	149,160 円
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必 要な方	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易 に使用し得るもの	128,700 円

3 申請について

日常生活用具の給付を受けるためには、保健所へ申請が必要です。申請に必要なもの（日常生活用具給付申請書、小児慢性特定疾病医療受給者証の写し、世帯員の収入状況が確認できる書類等）については、保健所保健総務課保健管理グループへお問い合わせください。

4 自己負担について

対象者の扶養義務者は収入の状況に応じて、用具の給付に要する費用について自己負担額が必要です。

5 用具給付の流れ

保健所に申請 → 保健所から日常生活用具の給付券を送付 → 給付券と引き換えに納入業者から用具を受け取り → 自己負担額を納入業者に支払う

(担当)

小樽市保健所保健総務課保健管理グループ

住所 小樽市富岡1丁目5番12号

電話 0134-22-3115

FAX 0134-22-1469